

林道東俣線通行許可申請について

1 申請にあたり

林道東俣線は、日常的に業務利用する者に対して必要最低限の安全管理措置を講じた道路を供用することを目的とした路線ですが、急峻な地形とぜい弱な地質による落石、崩土、路肩決壊等が発生しやすく危険箇所が多いこと、また、南アルプスユネスコエコパークの核心地域へ行くための主要な道路であり、自然環境を保全する必要があることから、「静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例」に基づき、通行できる車両を必要かつやむを得ない場合に限定しています。

そのため、観光、登山、釣り等を目的とした一般車両の通行は認めていません。（通行可能な車両については、末尾備考を参照してください。）

2 申請の流れ

- ① 許可申請【申請者】 申請書類を持参又は郵送により森林政策課宛てに提出してください。

申請は、随時受付けています。

通行開始予定日の 11 日前までに提出してください。

ただし、通常期開始日（4/26～5 月中旬については繁忙期につき、30 日前までに提出してください。

＜提出書類＞ ※は必須

※(1)申請書 (条例施行規則様式第 1 号)

※(2)緊急連絡網(書式は任意。静岡市森林政策課及び井川支所を含むもの。)

(3)通行予定表 (通行期間が 1 ヶ月を超える場合)

(4)通行許可(変更)依頼書又は契約書の写し(受注業務により通行する場合提出)

- ②受付・審査【静岡市】 申請書類の審査を行います。申請内容により許可できない場合もあります。

通行できる車両については、審査基準等により確認できます。

不明な点は事前にお問い合わせください。

- ③通行証発行【静岡市】 許可決定後、「許可書」と「通行証」を郵送します。

- ④通行証破棄【申請者】 許可期間が過ぎた通行証は使用できません。期限が過ぎた通行証は破棄してください。

3 許可内容の変更について

- ・許可書に記載された内容と異なる車両又は異なる目的による通行はできません。
- ・許可を受けた内容を変更したい場合は、必ず事前に連絡してください。
- ・変更の内容が適正であると認められた後に、通行許可事項変更届を提出していただきます。
- ・通行許可事項変更届の様式は、ホームページよりダウンロードしていただくか、メールや FAX でもお送りしますので御連絡ください。申請書類の提出は、持参又は郵送でお願いします。

4 申請書の記載方法

- (1)申請は、通行しようとする者が、通行（ゲートを入り出るまでを1単位とする）ごとに申請してください。ただし、施設の保守点検等で長期間継続的に通行する場合や緊急に通行する必要がある場合など、通行ごとの申請が難しい場合には事前に森林政策課と協議してください。
- (2)申請者欄の下部に、担当部署(所在地が申請者欄の所在地と異なるときは、所在地も記入してください。)、担当者の職氏名、郵便番号及び電話番号を記入してください。
***申請書に記載のない住所への許可書類の送付はおこないません。**
- (3)通行車両責任者は、申請担当者又は現場責任者等代表の方を記入してください。
- (4)通行の目的は、具体的な内容を記載してください。内容によっては、許可しないことがありますので、不明な点は、森林政策課に事前に確認をしてください。
- (5)通行期間は、実際に通行する日を記入してください。通行期間が1ヶ月を超える場合は、通行予定表を添付してください。
- (6)申請書は、通行しようとする日の 11 日前までに提出してください。ただし、通常期開始日～5月中旬については、30 日前までに提出してください。

5 林道の開通期間

当該年度の4月26日から12月25日までです。ただし、道路状況により期間を変更する場合があります。

6 その他

当林道は、ガードレールなどの安全施設が少なく、また、大雨や積雪などの自然現象の影響を受け易い道路です。落石や道路の陥没による車体などの損傷や、崩土、決壊などによる予期せぬ通行止め等、通行には危険が伴います。通行許可申請にあたっては、林道状況を御理解のうえ必要最低限度とし、安全な通行に御協力頂きますようお願いします。

【問合せ先】

静岡市 経済局 農林水産部 森林政策課 管理係
〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
TEL 054-354-2163 FAX 054-353-6088
E-mail shinrinseisaku@city.shizuoka.lg.jp

【備考】

1 「静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例」 抜粋

(通行の不許可)

第4条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請に係る林道の通行が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しないことができる。

- (1) 林産物の搬出若しくは造林、間伐、伐採等の森林施業又は農作業のための通行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 林道を損傷し、若しくは汚損し、又は林道の通行に危険を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 林道の設置目的に反し、不適切であると認められるとき。
- (4) 林道周辺の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(禁止行為)

第7条 何人も、林道に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 林道を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 林道に土石、竹木及びごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を投棄し、又は堆積すること。
- (3) 林道周辺の自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、林道の設置目的、機能等に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 通行を認める事例

(1) 次に掲げる業務のために通行するとき。

- ア 林産物の搬出若しくは造林、間伐、伐採等の森林施業又は農作業
- イ 漁業
- ウ 有害鳥獣の駆除
- エ 林道の利用区域内の事業所、施設、設備等における業務(事業所等への物資の運搬、宿泊施設への送迎を含む。)

(2) 治山事業、林道事業、砂防事業等を行うために通行するとき。

(3) 国又は地方公共団体の職員等が、公務のために通行するとき。

(4) 国又は地方公共団体から委託を受けて業務を実施するために通行するとき。

(5) 電気通信事業者が、電気通信事業のために通行するとき。

(6) 電気事業者が、電気事業のために通行するとき。

(7) 報道機関が、取材のために通行するとき。

(8) 林道の利用区域内の土地の地権者が、当該土地の管理のために通行するとき。

(9) 次に掲げるときのうち、市長が必要があると認めるもの

- ア 南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画の施策を推進する事業、活動等のために通行するとき。
- イ 山岳遭難の予防及びその対策等のために通行するとき。
- ウ 自然、環境等の保護、調査、研究等のために通行するとき。
- エ 学術研究のために通行するとき。
- オ 学校の教育活動のために通行するとき。
- カ 教育、教養等を目的とした写真、映像等の撮影のために通行するとき。
- キ 業として写真又は映画を撮影するために通行するとき。
- ク 地区の住民が慣習的な行事のために通行するとき。

(10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。